

本年の通常国会に提出された「租特透明化法案」
における政策評価に関する主な規定の内容

「租税特別措置を手段とする政策」について、
以下の事項を規定。

- 事後評価の実施
- 事前評価の実施
- 正当性の検証の実施
※補助金交付等との関係に留意
- 正当性の検証結果の評価書への記載
検証結果の反映状況等の政策評価年次報告書への記載
- 財務大臣から総務大臣への適用の実態に関する情報の提供